

貸借対照表の公告

特定非営利法人 越谷市郷土研究会 定款第 50 条ただし書に基き、貸借対照表を当会ホームページに公告いたします。

定款 第 50 条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人のホームページに掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項(注 1)に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

注 1：特定非営利活動促進法第 28 条の 2 第 1 項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項(注 2)の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

注 2：特定非営利活動促進法第 28 条第 1 項

前事業年度の事業報告書特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。